

大通達甲（交企）第4号
大通達甲（地域）第4号
令和元年6月26日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長
生 活 安 全 部 長

交通事故総量抑止実績優秀部署に対する表彰について（通達）

交通事故総量抑止対策については、昨年、交通事故死者数過去最少及び人身事故発生件数14年連続減少を記録し、第10次大分県交通安全計画における数値目標（平成32年度までに死者数39人以下、負傷者数5,900人以下）を達成したものであるが、昨年の物件事故を含めた交通事故発生件数は過去最多の35,000件を超えており、本年3月以降は交通事故死者数が前年比で増加に転じるなど、依然として憂慮すべき交通情勢が続いている。

このような情勢を踏まえ、交通事故総量抑止に優秀な実績を挙げた部署に対し、大分県警察表彰規程（平成2年大分県警察本部訓令第4号）第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり表彰を行うこととしたので、所属職員に周知徹底されたい。

記

1 表彰の趣旨

総合的な交通事故総量抑止対策の推進のためには、各警察署による効果的な交通事故防止対策の推進や地域の実態を最も把握する交番等の活動単位による交通街頭活動の強力な推進等が必要不可欠であることから、交通事故総量抑止に優秀な実績を挙げた警察署及び交番等の活動単位に対して表彰を行うことにより、職員の士気の高揚を図り、もって積極的な交通事故総量抑止対策の推進に資するものとする。

2 表彰の種類等

(1) 表彰の種類

表彰は、年間表彰とし、交通部長が生活安全部長と連名で授与するものとする。

(2) 表彰の評価期間

表彰の評価期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

3 表彰の対象等

表彰は、次に掲げる部門に応じて定める対象に対して行うものとする。

(1) 警察署部門

警察署部門の表彰については、各警察署に対して行うものとする。

(2) 交番等部門

ア 交番等部門の表彰については、警察署の交番、地域警ら又は駐在所の各活動単位（以下「チーム」という。）に対して行うものとする。

イ 過去3年間の平均交通事故発生件数（以下「基準件数」という。）が一定数に満たないチームは表彰の対象外とし、ブロック運用されている駐在所は、当該ブロックを1チームとすることができる。

ウ 表彰は、各チームの基準件数を参考にして、チームを2つのグループに分類し、グループごとに表彰を行うものとする。

4 表彰基準

表彰は、警察署又はチームごとの交通事故発生件数（交通事故総合管理システムに登録された人身事故と物損事故の合計件数をいう。以下同じ。）の増減率（評価期間の交通事故発生件数から基準件数を減じ、その数を基準件数で除したものに100を乗じて算出した数値をいう。以下「増減率」という。）を基準として行うものとする。

5 表彰の決定及び通知

交通部長及び生活安全部長は、毎年1月に、増減率や活動内容等を総合的に勘案し、協議の上、最優秀警察署1警察署及びグループごとの最優秀チーム2チームを決定し、当該警察署長に通知するものとする。

6 その他

- (1) 交通部交通企画課長は、毎月、警察署及びチームごとの交通事故発生件数を集計し、各警察署長に通知するものとする。
- (2) 交通部交通企画課長は、毎年、各警察署長に対し、表彰対象となる駐在所ブロック運用の有無を確認するとともに、交番等部門のチームを基準件数に応じた2つのグループに分類し、その結果を各警察署長に通知するものとする。
- (3) 交通部交通企画課長は、毎年、交番等部門における表彰の対象外となる件数を決定し、各警察署長に通知するものとする。

(交通企画課企画係)

(地域課企画係)